

# 主な港湾施設使用料金表 (2021年4月現在)

## ●京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例 別表第1

### 1 施設使用料

単位:円

施設	区分	金額
岸壁及び棧橋	総トン数1トンにつき係留時間24時間までごとに(係留時間2時間以上のものに限る。)	4.09
物揚場	1 一般使用 1平方メートルにつき1日	1.33
	貨物搬入の日から15日まで	2.66
	貨物搬入の日から16日以後	67.61
係船浮標及び係船くい	総トン数(総トン数1万トン以上は、1万トンとする。)1トンにつき	
	係留時間24時間まで	1.04
係船くい	係留時間24時間を超える部分につき12時間までごとに	0.57
	車両乗降用固定橋	専用使用 1月
上屋	1 第2種上屋	
	(1) 一般使用 1平方メートルにつき1日	18.67
	(2) 専用使用 1平方メートルにつき1月	560
	2 第3種上屋	
	(1) 一般使用 1平方メートルにつき1日	16.19
	(2) 専用使用 1平方メートルにつき1月	470
	3 第4種上屋	
	(1) 一般使用 1平方メートルにつき1日	10.47
	(2) 専用使用 1平方メートルにつき1月	340
	4 第5種上屋	
	(1) 一般使用 1平方メートルにつき1日	10.47
	(2) 専用使用 1平方メートルにつき1月	330
	5 コンテナフレートステーション	
	(1) 一般使用 1平方メートルにつき1日	17.14
	(2) 専用使用 1平方メートルにつき1月	520
旅客上屋	1 前島ふ頭旅客上屋 専用使用 1平方メートルにつき1月	1,330
	2 第2ふ頭旅客上屋	
	(1) 一般使用 1平方メートルにつき1日	42
管理棟	(2) 専用使用 1平方メートルにつき1月	1,270
	専用使用 1平方メートルにつき1月	2,050
起重機	1 固定式起重機 ※1	
	(1) 一般使用 1基につき1時間	1,780
	(2) 専用使用 1基につき1月	227,000
	2 軌道走行式起重機 ※2	
	(1) 一般使用 1基につき1時間	13,100
	(2) 専用使用 1基につき1月	1,447,000
	3 移動式起重機 ※3	
	(1) 一般使用 1基につき1時間	7,680
	(2) 専用使用 1基につき1月	961,000
	4 軌道走行式橋形起重機 ※4	
一般使用 1基につき1時間	33,300	

施設	区分	金額
車両乗降用可動橋	専用使用 1月	148,000
荷さばき地	1平方メートルにつき1日	3.71
旅客乗降用施設	専用使用 1月	126,000
野積場及び港湾施設用地	1 舗装部分	
	(1) 一般使用 1平方メートルにつき1日	2.09
	(2) 専用使用 1平方メートルにつき1月	62.85
	2 未舗装部分	
水面貯木場	(1) 一般使用 1平方メートルにつき1日	1.04
	(2) 専用使用 1平方メートルにつき1月	25.71
船舶給水施設	専用使用 1平方メートルにつき1月	12.38
船舶給水施設	1立方メートルまでごとに	48.57円に水道料金を加算した額を基準として知事が定める額
	1 車体の長さ5メートル未満のもの	
	1台につき1日	130
	2 車体の長さ5メートル以上9メートル未満のもの	
駐車場	1台につき1日	290
	3 車体の長さ9メートル以上のもの	
	1台につき1日	470

### 2 附属設備使用料

単位:円

附属設備	単位	金額
くん蒸設備	1日	6,730

## ●京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例 別表第2

単位:円

行為	単位	金額
行商、募金、案内その他これらに類するもの	1人につき1日	180
業として写真の撮影を行うもの	1台につき1月	1,800
映画の撮影	1日	14,200
集会、競技会、展示会、博覧会その他これらに類するものの開催	1平方メートルにつき1日	11.42

※ 使用料には、消費税を含んでおりません。  
 ※ 外航船舶が使用する岸壁及び棧橋、物揚場、係船浮標及び係船くい並びに船舶給水施設については、本表により計算した額に消費税は加算されません。

※1 ジブクレーン(廃止)  
 ※2 第2ふ頭多目的クレーン、舞鶴国際ふ頭ガントリークレーン(GC-1)  
 ※3 喜多ふ頭タワークレーン  
 ※4 舞鶴国際ふ頭ガントリークレーン(GC-2)